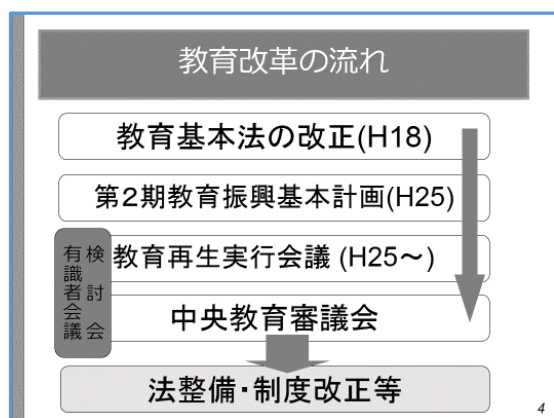


「教育の流れに思うこと」

みなさん、おはようございます。ご紹介いただきました道立教育研究所の西崎です。私もかつては高経研の会員で、平成7年から数年間こちらでお世話になりました。その後、稚内、網走、日高と廻りまして、勤務地が遠いものですから、例会を一度二度と欠席するうちに戻る機会を逸してしまい現在に至っています。会長の辻先生や事務局長の堂徳先生にお会いしたのも、この会がきっかけでした。本日は、「教育の流れに思うこと」ということで、私の話が午後のシンポジウムに向けた話題の基調になればいいかなと思っています。現在までの教育の流れについて、私なりの解釈と私なりの考え、そして課題意識についてお話ししたいと思っています。お手元のレジメに沿って話をさせていただきますが、英語の教員なものですから、全て「C」で始まる英単語を使い5つのキーワードを設定しました。



まず始めに、Competency：コンピテンシー（資質能力）について話をします。

国では、教育改革が矢継ぎ早にもものすごいスピードで進んでいますが、今時の教育改革は非常にわかりやすく先を見通しやすいと思います。教育基本法が平成18年に約60年ぶりに改正され、全てはそれをどう実現していくかという形で進んでおり、これを基にした様々な流れがあります。平成25年に第2期教育振興基本計画が策定されました。教育基本法の理念を具体的にどうするのかがこの計画の中に書いてあり、教育再生実行会議で様々な提言がなされ、中央教育審議会が否応なく対応しているといった流れのように思われます。提言後に、中央検討委員会や有識者会議が設定されて、中教審に諮問するときには、すでにある程度の方向性が示されているという姿で提示されています。文部科学省、国の官僚の力というのはすごいと思います。約1年間で第8次提言までなされるというのは、改めてものすごい作業量だなと思います。道研に来られる文部科学省の教科調査官さんたちからのお話では学習指導要領を作る上で、こういった教科調査官と中央官僚との間で激しいバトルが行われているようです。いずれにしても、教育改革の流れとしては非常にわかりやすいと思います。

一体的な改革

今後実行される高大接続改革は、大学入学者
選抜の改革のみにとどまるものではなく、

大学教育及び高等学校以下の教育を一体的に
改革するものであり、

その際、小・中・高等学校等の学習指導要領
について、知識・技能、思考力・判断力・表
現力、主体性・多様性・協働性からなる真の
「学力」を身に付けるための改訂を行うもの
である。

(教育再生実行会議(第7次提言) 5/14)

6

今時の教育改革について特徴的なところを考えると、「一体的な改革」、大学教育及び高等学校以下の教育を一体的に改革するものですが、この《一体的に改革する》ということが一つの特徴です。第7次提言「これからの時代に求められる資質能力とそれを培う教育、教師のあり方について」においても強調されていました。

育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と
評価の在り方に関する検討会－論点整理 H26/3

日本でも比較的早い時期から「生きる力」の理念を提唱し
ており、その考え方はOECDのキー・コンピテンシーと
も重なるものであるが、「生きる力」を構成する具体的な資
質・能力の具体化や、それらと各教科等の教育目標・内容の
関係についての分析がこれまで十分でなく、学習指導要領全
体としては**教育内容中心**のものとなっている。



より効果的な教育課程への改善を目指すためには、学習指
導要領の構造を、**育成すべき資質・能力を起点として**改めて
見直し、改善を図ることが必要。

8

一体的な改革のもう一つの特徴は、方向性の問題で、これまでのものと改革の方向性が逆になっていることがあげられます。具体的には、「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会」、これは小中局長が主催した会議ですが、26年3月、教育再生実行会議の前に方向性をここで示しています。『『生きる力』を構成する具体的な資質・能力の具体化や、それらと各教科等の教育目標・内容の関係についての分析がこれまで十分ではなく、学習指導要領全体としては教育内容中心のものとなっている。これをより効果的な教育課程へと改善するためには、学習指導要領の構造を、育成すべき資質・能力を起点として改めて見直し、改善を図ることが必要である。』というものです。教育内容の系統的な積み重ねではなく育成すべき資質・能力を起点として教育内容を再構成するという事で、今までの手法とは逆の方向性を取るということです。新しい学習指導要領の書き方もそうなるようで、現在ワーキンググループを作ってかなり精力的に取り組まれていると伺っています。

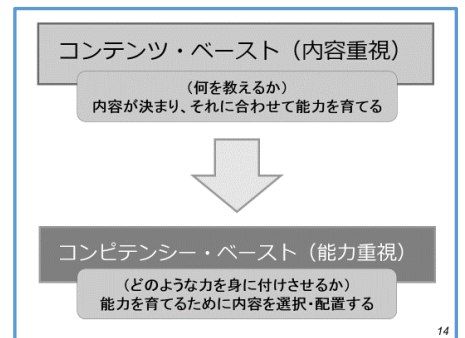
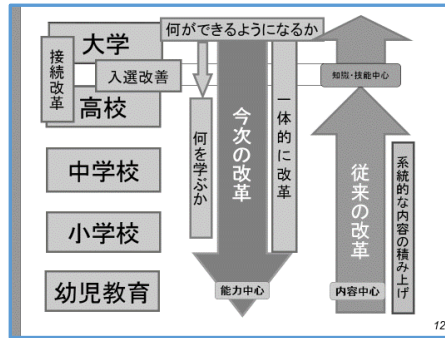
中教審初等中等教育分科会
教育課程企画特別部会 論点整理 H27/8

○各教科等で育成される資質・能力の関連付けや内容の系化を図り、資質・能力の全体像を整理していくことが重要であり、教育課程の全体構造と各教科等を往還的に整理していく必要がある。

○各教科等で学校や学年段階に応じて学ぶことを単に積み上げるのではなく、義務教育や高等学校教育を終える段階で身に付けておくべき力を踏まえつつ、各学校・学年段階で学ぶべき内容を見直すなど、発達の段階に応じた縦のつながりと、各教科等の横のつながりを行き来しながら、学習指導要領全体像を構築していく必要がある。

○こうした教育課程の体系的な構造を可視化していくことが求められる。

10



昨年の8月に出た教育課程企画特別部会の論点整理でも同様のことが書かれてあり、各教科等で学校や学年段階に応じて学ぶことを単に積み上げるのではなく、義務教育や高等学校教育を終える段階で身につけておくべき力を踏まえつつ、各学校、学年段階で学ぶべき内容を見直すなど、発達の段階に応じた縦のつながりと各教科等の横のつながりを行き来しながら、学習指導要領全体像を構築していくことが必要だと述べられています。学習指導要領の書き方も従来は小学校段階からの積み上げでしたが、育成すべき資質能力を先に考えて遡って指導要領を作り上げていこうとしています。教科調査官なども大変苦労しているとのこと。スライドのとおり、これまでは系統的な内容を積み上げて、高校までの改革を行っていました。そして、知識技能中心の大学入学者選抜を行って大学教育に繋いでいきましたが、今度は、何ができるようになるのか、将来何ができるようになるのか、という資質能力を起点として、このことを明確にして、何を学ぶのかを配列していく、大学教育から幼児教育まで含めて一体的に改革しようとするのが今時の教育改革の特徴的な流れだと思います。違う言い方では、コンテンツ・ベースト (内容重視) 《(何を教えるか) 内容が決まり、それに合わせて能力を育てる》という流れから、コンピテンシー・ベースト (能力重視) 《(どのような力を身に付けさせるか) 能力を起点として、それらを育てるために内容を選択・配置する》という流れになるということです。新しい学習指導要領はこうした考え方を踏まえ、おそらく従来のものと大分違った形になって提示されるのではないかと予想しています。

育成すべき資質・能力

今後実行される高大接続改革は、大学入学者選抜の改革のみにとどまるものではなく、大学教育及び高等学校以下の教育を一体的に改革するものであり、

その際、小・中・高等学校等の学習指導要領について、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性からなる真の「学力」を身に付けるための改訂を行うものである。

(教育再生実行会議 (第7次提言) 5/14)

16

育成すべき資質・能力については、第7次提言では、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性からなる「真の学力」を身に付けさせるための改訂となっています。学力については、「確かな学力」、「真の学力」、などと様々な表現が使われますが、今回の教育課程特別部会の論点整理では、学力の表現がうまく整理されていると思います。多様性・協働性など、学力の要素に新しいものが付け加わったとの印象を持たれている方もいますが、論点整理では、しっかりと

わかりやすい整理がなされています。このことは、また、後でふれます。

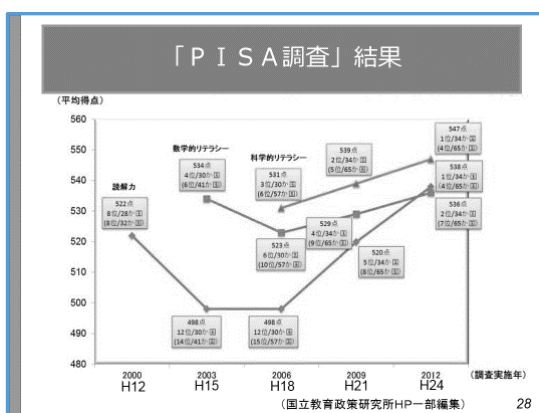
<p>「コンピテンシーの重視」は新たな概念か 中央教育審議会答申（S46）</p> <p>2 学校段階の特質に応じた教育課程の改善</p> <p>初等教育の段階における基礎的な能力の育成は重要であって、文化の継承と思考、表現および相互理解の基礎能力を養う国語教育と、論理的思考力の根底をつちかう数学教育の役割はいつそう重視されなければならない。</p> <p>18</p>	<p>「コンピテンシーの重視」は新たな概念か 臨時教育審議会第4次答申（S62）</p> <p>①教育内容の改善の基本方向</p> <p>生涯にわたる人間形成の基礎を培うために必要な基礎的・基本的な内容の修得の徹底、自己教育力の育成を図る。</p> <p>このため学校段階ごとに、その教育内容の重点化と精選を図り、その際、創造力・思考力・判断力・表現力の育成、我が国の伝統・文化の理解と日本人としての自覚の涵養、体力の増進と健康教育の充実などを重視する。</p> <p>20</p>	<p>「コンピテンシーの重視」は新たな概念か 教育課程審議会答申（S62）</p> <p>児童生徒の発達段階に応じて必要な知識や技能を身に付けさせることを通して、思考力、判断力、表現力などの能力の育成を学校教育の基本に据えなければならない。</p> <p>自ら学ぶ目標を定め、何をどのように学ぶかという主体的な学習の仕方を身に付けさせるように配慮する必要がある。</p> <p>↓</p> <p>「新しい学力観」→学習指導要領(H元改)</p> <p>22</p>
--	---	--

さて、知識・技能の習得にとどまらず、思考力・判断力・表現力など、いわゆる活用力の育成を重視しようという考え方についてであります。こうした理念は決して新しいことではなく、昭和46年に中教審から出された、いわゆる「46答申」の中で、すでに記述があります。教科についても論理的思考力の育成に係る表記があります。昭和62年の教育課程審議会答申でも、創造力、思考力、判断力、表現力などを重視する能力の育成について記述があります。このように、コンピテンシー重視の教育の重要性は、何十年も前から教育の一つの重要な課題であり到達点として重要なことだと示されていたわけであり。同じ年に出された教育課程審議会答申でも、思考力、判断力、表現力等の能力の育成を学校教育の基本に据えなければならないと書いてあります。しかも「自ら学ぶ目標を定め、何をどのように学ぶのかという主体的な学習の仕方を身に付けさせるように配慮する必要がある」とはっきり書いてあります。こうした課題解決がなかなか進まない中、一層、取組の充実を図ろうとする動きが出てきます。それが、平成元年改訂の学習指導要領における「新しい学力観」です。

<p>「コンピテンシーの重視」は新たな概念か</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中央教育審議会答申（S46） ○臨時教育審議会第4次答申（S62） ○教育課程審議会答申（S62） ○「新しい学力観」学習指導要領（H元改・H6～） <p>理念</p> <p>+</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「生きる力」学習指導要領（H11改・H15～） ○改正学校教育法第30条（H19）「学力の要素」 ○現行学習指導要領（H21改・H25～）理念継承 <p>ゆとり</p> <p>総合的な学習の時間</p> <p>24</p>	<p>総合的な学習の時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成11年改訂（総則） <ul style="list-style-type: none"> ①趣旨、②ねらい、③各学校がねらいを踏まえた学習活動を行うこと、④配慮事項 ○平成15年一部改訂（総則） <ul style="list-style-type: none"> ①趣旨、②ねらい、③各学校がねらいを踏まえ目標及び内容を定めること、④全体計画を作成すること、⑤配慮事項 ○平成21年改訂（独立の領域） <ul style="list-style-type: none"> ①目標、②各学校が目標を踏まえ目標及び内容を定めること、③指導計画の作成と内容の取扱い、④全体計画及び年間指導計画を作成すること <p>26</p>
---	---

しかしながら、課題解決はなかなか思うようには進みません。どうして進まなかったのだろうかと考えてみます。平成元年の学習指導要領の改訂は高等学校では平成6年からの実施となっておりますが、この頃は理念を謳っているにすぎませんでした。でも理念だけではやっぱり学校現場ではなかなか進まなかったのです。次の「生きる力」の理念が盛り込まれた高等学校の学習指導要領改訂は平成11年で、15年から学年進行で実施されました。ここでは「ゆとり」という概念を盛り込んで、具体的なシステムとして知の総合化を図る目的で「総合的な学習の時間」を設けました。この「総合的な学習の時間」の変遷を調べてみました。11年改訂（総則）では、趣旨とねらい、配慮事項しか書いてありませんでした。この11年改訂の頃には、指導主事として日高教育局にいた

のですが、「総合的な学習の時間って何ですか、導入に当たってどのような活動をしたらいいのですか」などといろいろな所で質問がありました。一例をあげますと、《焼きイモを焼く》ことを総合的な学習の時間で行っても良いのかどうかという問い合わせがありました。ただ《焼きイモを焼いてみんなで食べる》だけであれば、ただの特別活動だが、イモの種類はどのくらいあって、どのくらいの燃焼時間でイモが美味しくなるのかといったことなどを調べるなど、探究的な学習内容にするのであれば、総合的な学習の時間になりますよ、と説明をしたことを記憶しています。平成15年の一部改訂では、全体計画を作成することが盛り込まれましたが、まだ、うまくいきません。こうした状況を背景に、平成21年の改訂では、独立の領域としてより具体的に規定されました。ここでは各学校が目標を定めることとなりました。なかなか理念だけではうまくいかないのが、指導計画や年間指導計画を作成することというシステムを作り上げたわけです。このように総合的な学習の時間の取り扱いについても少しずつ改善が図られてきました。



元号	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		
西暦	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012		
小	H元改訂										「ゆとり」の中で「生きる力」を			一部先行	現行
中	H元改訂										「ゆとり」の中で「生きる力」を			一部先行実施	現行
対 象 学 年	中1	中2	中3	*											
	小4	小5	小6	小1	小2	小3	*								
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小1	小2	小3	*					
			小1	小2	小3	小4	小5	小6	小1	小2	小3	*			

では、このことで活用力が育ったのかというと、PISA調査結果をみると、平成12年ごろから18年ごろまでは低く、21年度では上り調子となり、24年頃では世界トップレベルという結果が出ています。ゆとりは本来「活用力」を育てるために設定したものであったのに、活用力を測るPISAの調査で、当初結果が低迷したために、不勉強な教育評論家などを中心に学力低下論争が展開してしまいました。最終的には、ゆとり世代は学力低下どころか各学校がきちんと活用力育成のために手当をしてきた努力が実を結び、世界でトップレベルの結果を残しています。ゆとりの概念がきちんと功を奏したものと見るができます。文部科学省は、この成果については、学習指導要領の一部改正を行った結果であると述べていましたが、改正と調査結果の間の期間を考えると、私は懐疑的な意見をもっています。かつて、学力低下論争を巡って「ゆとりか学力か」というタイトルのNHK教育番組がありました。まったく分かっていないなと思っていました。ゆとりと学力は対比すべき概念ではありません。理念だけではだめで、ゆとりを教育に設けて活用力を育て成果が出てきたのです。

「コンピテンシーの重視」は新たな概念か

- 中央教育審議会答申（S4 6）
- 臨時教育審議会第4次答申（S 6 2）
- 教育課程審議会答申（S 6 2）
- 「新しい学力観」学習指導要領（H元改・H6～）

- 「生きる力」学習指導要領（H 1 1 改・H15～）
- 改正学校教育法第30条（H19）「学力の要素」
- 現行学習指導要領（H21改・H25～）理念継承

- 次期学習指導要領（H29改）
- 「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」評価

理念

↓

ゆとり
総合的な学習の時間の

↓

授業改善
入選改善

32

そして、今般の教育改革は、まさに最後の壁である大学入学者選抜に手を付けようとしています。いよいよ最終局面を迎えているわけであります。30年来追い求めてきた課題解決の最終段階を迎えているのだと感じます。授業を改善しつつ、それを大学入試の改善に結びつけていこうとしています。今般進められている大学入試改革は唐突に起こったものではなくて、昔から目指していたものを進め、やり遂げようとしている流れの中にあるのだと捉えたいと思います。

これからのカリキュラムマネジメント

- ①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ②教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- ③教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

（中教審初等中等教育分科会教育課程企画特別部会 論点整理 H27/8）

34

高等学校の新学習指導要領が平成29年度に改訂されますが、これからのカリキュラムマネジメントとして、論点整理で3点にまとめられています。まず、②PDCAサイクルを確立して教育内容を見直していくこと、③教育活動に地域などの外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせしていくこと、この2点は何も新しいことではありませんが、一番強調されたのは、①各教科などの教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくことです。これが重要な点であると言えます。

これからのカリキュラムマネジメント

- ①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。

育成すべき資質能力

学校の教育目標

教科等横断的

ESD

キャリア教育

シティズンシップ教育

人権教育

etc.

36

学生の方々には教科横断的という表現が難しいと思いますが、今日的な教育課題はなおさらですが、学校教育においては、こういう視点が必要で、例えば、キャリア教育を進める際に、キャリア教育という観点から学校教育全体についてフィルターを通して眺めてみる、シティズンシップ教育も然りで、その学校の教育内容をどう配置していくのかということが大切です。人権教育、E S D（持続可能な社会を形成するための教育）などの推進にはクロスカリキュラム的な発想や視点が大切であるということです。どんな観点から見ても、本校では十分な教育を行っているという自負を持つことができるよう、適切に教育内容を配置・配列する必要があるということです。

検証改善サイクルの確立

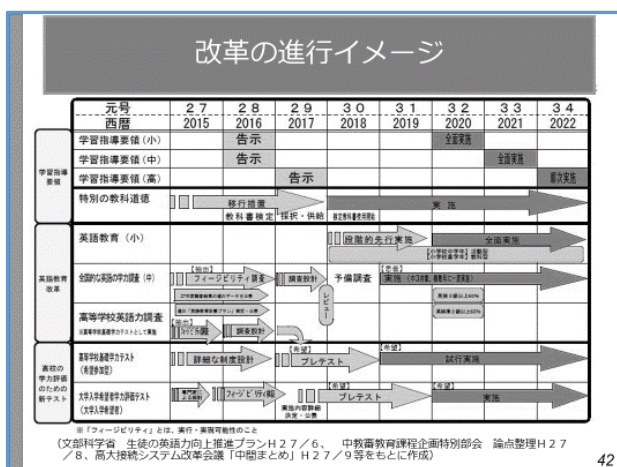
第2期教育振興基本計画 H25/6

○教育課題が依然として指摘される要因の例

「どのような成果を目指すのか」、「どのような力の修得を目指すのか」といった明確な目標が設定され、その取組の成果について、データに基づく客観的な検証を行い、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させる検証改善サイクル（P D C Aサイクル）が、教育行政、学校、学習者等の各レベルにおいて、必ずしも十分に機能していなかったこと。

40

2つ目のキーワード Check（検証）ですが、これはP D C Aの「C」です。現在、教育の世界は、国が中心となって検証改善サイクルを確立する方向性が強まっています。第2期の教育振興基本計画では、なぜ教育課題はなくなるのだろうかという問いに対し、「どのような成果を目指すのか」といった明確な目標が設定され、その取組の成果について、データに基づき客観的な検証を行い、そこで明らかになった課題をフィードバックし、新たな取組に反映させる手段が、教育行政、学校、学習者等の各レベルにおいて必ずしも十分に機能していなかった」と述べています。このことが、教育界において、様々な検証改善サイクル確立のための具体的な施策が進められていることの背景にあることを認識しておく必要があると思います。



義務教育では、学力・学習状況調査が19年度から行われ、現在は国語・算数・理科で行われていますが、今度は英語が加わることになりました。中学校でも平成31年から複数年に1回の割合で英語が加わることとなります。高等学校についても、英語力テストが新テストの中に含まれていくことになりました。高等学校教育の質の保証の観点から高校教育の達成状況について検証するようなシステムが出てくる。さらに大学入学希望者学力テストが32年度から実施されることになっている。検証改善サイクルを確立するための大きな流れができてきているということです。ついに高等学校においても小中学校と同様に全国標準と比較される時代が数年後に来ることを心に留めておく必要があります。

高等学校基礎学力テスト（仮称）

高大接続システム改革会議「中間まとめ」 H27/9を参考

元号	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
CS改訂			告示					第1学年	第2学年	第3学年	完全実施
現行CS			ブレ	試行	試行	試行	試行				
次期CS									実施	実施	大学入試活用?
学年	中1・2	中2・3	中3・高1	高1・2	高2・3						
学年	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	

- 生徒の学習意欲の喚起、学習改善を図るとともに、その結果を指導等にも生かすことにより、高校教育の質の確保・向上を図る。
- 試行段階では国、数、英、次期学習指導要領実施段階で、地歴、公民、理科等を追加導入する。
- 基礎的な「知識・技能」を問う問題を中心としつつ、「思考力・判断力・表現力」を問う問題をバランスよく出題する。
- CBT、IRT方式の導入を検討する。英語は民間との連携を検討する。44

大学入学希望者学力評価テスト（仮称）

高大接続システム改革会議「中間まとめ」 H27/9を参考

元号	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
CS改訂			告示					第1学年	第2学年	第3学年	完全実施
現行CS				ブレ		実施	実施	実施	実施		
次期CS										実施	実施
学年	中1	中2	中3	高1	高2	高3					
学年	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	

- これからの大学教育を受けるために必要な能力について把握することを主たる目的とし、知識・技能を十分有しているかの評価も行うことに加え、「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する。
- 次期学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、大学入学者選抜における共通テストとして、特に思考力・判断力・表現力を構成する諸能力を適切に評価できるものとする。試行段階では、現在の大学入試センター試験より科目数を簡素化する。
- 平成36年度からCBTを導入する。年複数回の実施には、IRTの導入が必要であり、今後十分検討する。英語は民間との連携を検討する。46

グローバル化に対応した英語教育改革実施計画

文部科学省（H25）

- 生徒の英語力の検証
 - ・外部検定試験を活用し、各学校段階における生徒の客観的英語力を検証するとともに、指導改善に活用
 - ・大学入試においても4技能を測定可能な英検、TOEFL等の資格・検定試験等の活用の普及・拡大

48

北海道立教育研究所に英語の資格・検定試験の体験コーナーを設置しました

北海道立教育研究所（以下、道研）では、英語教育を回る教員を対象にした研修事業を通して、本道の子どもの英語力向上を支援しています。こうした中、本年6月に文部科学省から出された「生徒の英語力向上推進プラン」策で整備されている4技能を測る資格・検定試験について、先方に広く知っていただき、その活用を促すべく、道研のカリキュラム支援室に英語の資格・検定試験の体験コーナーを設置しました。

49

改革の進行イメージ表を時系列に作ってみました。道立研究所の私の部屋にもパネルにして飾ってあります。道教委からの正式見解ではありませんが、参考にさせていただければと思います。大学入学希望者学力テストは32年度からいきなり実施であり試行がなく行われます。また、文部科学大臣が変わったので導入までに時間が掛かるかもしれませんが、CBTやIRTで行われるという話もあります。英語については、学力評価テストも、英検 TOEFL 等の資格・検定試験等の民間試験の活用の普及・拡大に伴って、外部検定試験を活用することになっています。学力評価テストも英語は民間テストを利用するという流れがあるように思います。ちなみに道立教育研究所にも英語の資格試験の体験コーナーを設けました。なかなか個人で調べるのは大変ですが、道研では揃っていますので研修等で是非活用してください。

育成すべき資質・能力

- 個別の知識・技能

何を知っているか、何ができるか
- 思考力・判断力・表現力等

知っていること・できることをどう使うか
- 学びに向かう力、人間性等

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

(参考：中教審初等中等教育分科会教育課程企画特別部会 論点整理 H27/8)

52

思考力・判断力・表現力等

(問題発見・解決)

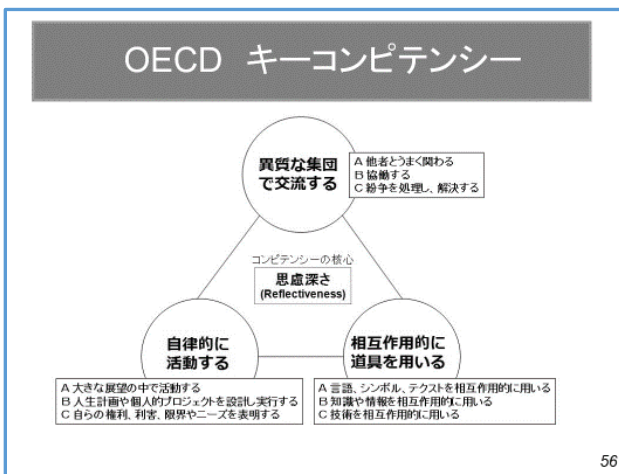
問題を発見し、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、プロセスを振り返って次の問題発見・解決につなげていく

(協働的問題解決)

情報を他者と共有しながら、対話や議論を通じて互いの多様な考え方の共通点や相違点を理解し相手の考えに共感したり多様な考えを統合したりして、協力しながら問題を解決していく

(参考：中教審初等中等教育分科会教育課程企画特別部会 論点整理 H27/8)

54



さて、次期学習指導要領が育成を目指す資質能力ですが、論点整理では、学力の3要素を踏まえ、「個別の知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つとされています。このうち、思考力・判断力・表現力等については、「問題発見・解決」や「協働的問題解決」のために必要な能力と位置付けられおり、わかりやすい整理がなされています。冒頭でお話した「多様性・協働性」は、この「協働的問題解決」つまり、「情報を他者と共有しながら、対話や議論を通じて互いの多様な考え方の共通点や相違点を理解し相手の考えに共感したり多様な考えを統合したりして、協力しながら問題を解決していくこと」を端的に表す概念として理解することが適切かと思われまます。また、こうした学力観はOECDの提唱するキーコンピテンシーと重なる部分が多いということも認識しておく必要があります。

授業改善

思考力は考えさせることで育成される

判断力は判断させることで育成される

表現力は表現させることで育成される

能力はそれを働かせる学習活動の中で育成する

今日の社会で必要とされる能力を育てるために行う能動的・協働的な学習活動
(アクティブ・ラーニング)

発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である
(平成24年8月「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて―生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ―」(答申)用語集による。)

58

授業改善

- 習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか。
- 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか。
- 子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか。

(参考：中教審初等中等教育分科会教育課程企画特別部会 論点整理 H27/8)

60

さて、こういう能力を育てるために、授業改善をどうしていかですが、アクティブ・ラーニングがここで出てきます。アクティブ・ラーニングについては、今いろいろな講演会が開かれ本も随分出てきています。私自身はそんなに難しいことなのかなと思っています。思考力は生徒に考えさせる、判断させる、表現させる、ことをさせればいいのです。思考力は考えさせることで育成されるのだから、考えさせればいいのです。判断力は判断させることで育成されるのだから、判断させればいいのです。表現力も同じです。こういう基本的なことを考えながら授業を構築していくと、きちんとアクティブ・ラーニングが結果として実現するのではないかなと思います。論点整理では、授業改善の方向性として非常にわかりやすく書いてあります。深い学びの過程、対話的な学びの過程、主体的な学びの過程が実現できているかどうかです。こういうスケールでこのことを自分の授業の中できちっと行われているかどうか考えてみるといいと思います。今、大学教授の方々や予備校の先生方がここぞとばかりに躍起になっています。今こそアクティブ・ラーニングをやるべきだと思っている方も多いです。でも、多様な臨床経験をしている先生方こそが真の意味でのアクティブ・ラーニングを実現することができると思っています。アクティブ・ラーニングは、「形態あれども思考なし」などと厳しいことを言う方も多いです。いちおうアクティブ・ラーニングの形になってはいますが、思考していない、多様な意見が全く出てこないという場面が多いと言っています。でも、多様な意見が出てこないことってありますよね。それは教員が悪いのではなくて、たまたま題材が悪くて多様な意見がでないようなテーマであったことによるのかもしれない。

この6月に全国の教育研究所連盟の全国会議が大阪であって、「アクティブ・ラーニングと言語活動の充実は違うものなのか」という議論がありました。私はそんなことを気にしないでいいのではないかなと思いました。アクティブ・ラーニングはこういうことを考えて自分で授業を構築していけばできるし、いろんな学者の方々がハウツーものをたくさんいろんなパターンを出してくれています。これらの演習形態や思考ツール、対話ツールなどが道教委からもたくさん出ていますから、これらを活用しながら、校内研修を通じて、自分の授業を構築していくという工夫をすれば良いと思います。全国でたくさんの教材が出されています。一から自分で作り上げるのではなくて、他で成果を上げている良いものを活用すればいいのです。リソース、リユースという考え方で行えばいいと思います。学校の先生方は非常に真面目なので、一から作り上げなければならないと考えている方が多いように思います。私はそんなに苦しいことはないと思います。アクティブ・ラーニングを授業の進み具合で取り入れていったらいいと思いますし、全てがうまくいくとは限らないので、全ての授業で深まるとは思っていません。ダメなときもあると思います。

授業改善

- 基礎的・基本的知識・技能の確実な定着
- 観点別評価の普及・推進
- 定期考査問題の検証
- 効果的な指導方法の導入
- 教科内の組織的協働体制の確立
- 校内研修の工夫・改善

しかし授業改善は、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着をさせるという重要な側面があることを忘れてはいけません。そして評価が大切です。校長時代にある考査の試験監督に行ってみました。私はその時の試験問題をみて驚愕しました。ほとんど穴埋めだったのです。こうみると、結局評価がどうなっているのかという問題になります。定期考査問題の検証も校長という立場においてやらなければならないものだなとつくづく思いました。いくらアクティブ・ラーニングだといっても、考査問題を見たら知識技能のみを試す問題になっていることも考えられるわけで、ひとつの盲点だなと思いました。校長先生が全部の考査問題を見ることに何ら問題はないと思います。

後は効果的な指導方法の導入が大切です。借り物ではなくて、自分の学校の子どもたちにあった形態を作っていけば良いと思います。そして、教科内の組織的な改善が必要ではないかなと思います。名物先生や名物授業もその方がいなくなったらそれで終わりというのでは学校体制としてはどうなのでしょう。やはり協働体制を確立する必要があります。校長先生方に話をお聞きする機会がよくありますが、校内体制の確立や授業改善で何をしていますか、と聞くと、授業公開をしています、といわれます。それだけではダメで、授業研究をきちんとターゲットを絞ってやっていく必要があると思います。

高大接続改革シンポジウム（河合塾主催H27/7）
U高校（SGH）教諭の話

○高大接続改革に関する情報を収集しているが、特定の試験に対応できる生徒を育てているわけではないので、試験内容等の変更による動揺はない。

- ・県が5年前から、授業改善を目的に、アクティブ・ラーニングを推進。
- ・全ての教科・科目において、「知識構成型ジグソー法」を実施。
- ・生徒は1年間20本のレポート作成。（総合的な学習の時間を核に、研究→論文作成）

64

今回の、資質能力を重視したコンピテンシー・ベースの教育課程は何を意味するかというと、日本の学力が国際標準になるということです。OECDのキーコンピテンシーをもとに新学習指導要領では一つの学力観として明示しながら、大きく国際標準を目指していると捉えるべきです。学校においても、新テストのためにやっているというスタンスではなく、国際標準の学力を身に付けさせるために頑張っているという意識でやってもらいたいと思います。昨年、高大接続改革シンポジウムで、某高校の先生から「本校では、特定の試験に対応できる生徒を育てているわけではないので、試験内容等の変更による動揺はない。」という発言があったということを知り、感激しました。この学校では県が5年前からアクティブ・ラーニングを推進していて、全ての教科科目で知識構成型のジグソー法を使ったアクティブ・ラーニングが行われており、生徒は1年間に20本の論文を作成しています。これが理想の形だと思います。それぞれの学校ではいろいろな生徒の実態があると思いますが、生徒の学力が低いからといってこれができないわけではないと思います。抜本的に授業改善を積み重ねていく中でできるようになっていく力だと思います。

教育基本法（教育行政）

(旧)

第十条 教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

↓

(新)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない

68

次の話に移ります。3つ目の「C」である Compliance（コンプライアンス=法令遵守）です。

今次の教育改革は、改正教育基本法に基づいています。改正教育基本法の最も大事な点は、この法令遵守にあるとあってよいと思います。旧教育基本法では、第10条で「教育は不当な支配に服することなく国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」とありましたが、この条文によって、教育行政機関は教育現場に介入できない、との主張がされる向きがあり、教育委員会の指導・助言に反発する勢力もありました。新法では、第16条で「教育は、・・・中略・・・この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、・・・略・・・。」と規定されています。教育行政機関の学校への指導性に係る法的根拠が明確にされました。これが、この新法制定の大きな意義だと思えます。それを踏まえて教育に当たる必要があると思えます。

学校における法令遵守の諸観点

- 学校運営
(学校評価、職員会議、校務分掌、個人情報保護など)
- 教育課程の管理
 - ・授業時数の確保
 - ・政治的中立の確保
- 教職員の服務規律の保持・徹底

70

授業時数の確保

- 高等学校未履修問題（H18）
- 中学校時数不足問題（H21）
- 臨時休業
 - ・新型インフルエンザ（H21）
 - ・非常変災

72

さて、学校における法令遵守の諸観点を表にまとめてみました。学校運営は当然として、教育課程の管理が重要となります。この管理には、量的な管理と質的な管理があります。高経研でも取り上げている主権者教育などでは、「政治的中立性の確保」が重要となりますね。それに教職員の服務規律の保持・徹底などがあります。これらの中で、「授業時数の確保」を取り上げてみます。ここ数年、この「授業時数の確保」については、学校現場に厳しく求めてきました。北海道では、学習指導要領に基づく授業時数の基準を下回って、授業を行っている実態がありました。それが露呈したのは、平成18年の未履修問題です。当時の高校教育課長は、本会の社会長でした。(笑) その下の主幹に就いていたのが私であり、その対応に非常に忙しい思いをしたことを覚えています。それか

ら、平成21年には中学校で45分授業を行っていたことが発覚した事例がありました。また新型コロナウイルスの流行により臨時休業が相次ぐといったことも起こっていました。

授業時数の確保

- 教育課程編成委員会では？
- 課外講習や補習の目的は？
- 保護者は？
- 大学は？
- 文部科学省は？

74

授業時数の確保

- 法令に基づく教育課程の編成・実施
- 高等学校教育の質保証の要請
- 生徒・保護者に対する契約履行責任

76

授業時数の確保

私立高校における土曜授業実施状況(校数)

週 5 日			25
週 6 日	全校	7	11
	一部	4	
隔週 6 日	全校	7	15
	一部	8	

78

未履修や45分授業の実施は違法行為です。また、臨時休業を行った場合には、その回復措置が行われるべきであります。しかし、当時の校長先生方の中には、臨時休業の回復措置をなぜ行う必要があるのかといった意見をお持ちの方もいらっしゃいました。もちろん、今はそんなことを考える方はおりませんが。この授業時数の確保については、わたしの教育行政における最後の仕事だと考えまして、学校教育局に所属していた数年間にわたりかなり口うるさく申し上げてきました。考えてみてください。学校では、教育課程の編成において教科間における単位数の取り合いが起こったり、課外授業を行ったりしていますよね。しかし、一方で、法定標準授業時数の確保については、無関心でおざなりにされてきた経緯があった。それは本末転倒ですね。まず授業時数を確保することこそが学校教育の基本ではないでしょうか。保護者も大学も基礎学力の保証の観点からは、当然のごとく授業時数の確保を求めるはずで。文部科学省に問合せをしたとしても、「法定標準時数を確保するのは当然です。」との答えしか返っては来ないでしょう。当たり前のことなんです。このことが、すなわち高等学校教育の質の保証に繋がることだと考えます。

なお、今後問題になるのは、3年生の家庭学習期間の取扱だと思います。冬休み明けから卒業式までの家庭学習期間の授業の扱いをどうするのか。この問題も、高校教育の質保証に関わりこれからクローズアップされてくると思います。仮に家庭学習を認めるにしても授業時数として換算することが可能なように、学習の質の保証が求められるでしょう。家庭学習期間を設定する代わり

に、たとえば、7時間授業を実施することや長期休業における授業の実施など、工夫できることはあるのではないのでしょうか。道立学校の長期休業の扱いは、学校管理規則で50日以内となっているだけで、取らなければならないものではないことを指摘しておきます。

教育基本法（政治教育）

第十四条

良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

80

学習指導要領（公民）

第3款

各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。

82

学習指導要領解説（公民）

2 政治及び宗教に関する事項の取扱い

政治及び宗教に関する事項を取り扱うに当たっては、これらの規定に基づいて、内容の指導を適切に行うことが必要である。その際、これらの規定に违背しないよう慎重に配慮するとともに、各科目の特性に応じ、政治的教養を高め、宗教についての理解を深めることが、現代社会の基本的な問題に対する判断力の基礎を培い、自ら人間としての在り方生き方について考える力を培うことになるという、積極的な意義を十分考慮して指導に当たることが必要である。

84

次に政治教育の問題です。

これは、教育基本法の規定がありますね。第14条がそうです。教育の政治的中立性を確保していくことが必要です。「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしてはならない。」とあります。これはどの教科・科目でも例外はありません。私が高校教育課長だった平成21年にこんなことがありました。ある学校の教員が授業の中で、ある新聞社の衆議院議員選挙に係る社説を用いてプリントを作り、ただその文章（社説）の穴埋めをさせるという授業が行われました。これについては、ある道民の方からおかしいのではないかと指摘がありました。私どものほうで調べてみると、この授業では、政治に関しては様々な意見があることの説明、複数の新聞を用いて様々な考え方があることを紹介する、といった当たり前の配慮や手法が何もされてないことが分かりました。そこで私は他の学校でも同じような事例がないかとの調査を行うよう通知を出したところ、様々な方面から非難をされました。北海道はもとより全国の様々な団体からの抗議文や公開質問書等がファックスで送られてきたのを覚えています。実は、この政治的中立性を巡る問題は、学校現場ではこれまでやや触れにくい状況にあったと思います。一端触れると、職員の中には、待ってましたとばかりに闘争を挑む職員や団体等もあったと聞いています。まあ、

この時は混乱しましたがけれども、その後道教委として、複数の論調に分かれている問題を授業で取り扱う際には、少なくとも複数の新聞を用いることや多様な見方・考え方があることをあらかじめ説明するなどの手立てを行うよう通知を行ったところです。

一昨年、憲法の集団的自衛権を扱った高校の授業が新聞で取り上げられました。この授業では、集団的自衛権行使を一部容認する閣議決定に反対する立場の法律の専門家を講師として招き生徒に講話を行ったというものです。授業の際には、政府の閣議決定について詳しく説明することなく、持論を述べた形であったことから、一部の保護者から疑義の声が上がりました。道教委では、この講師に対して授業内で話した内容、扱った資料等の提出を求めたのですが、すべて拒否されました。これはあってはならないことですね。公立学校においては、授業に関するすべての内容を詳らかにする義務があると思うのです。これなども政治的中立性を確保する観点から、重要な問題提起となった事例です。

政治的教養の教育

- 学校における外部人材の活用について
(H27,3,27 北海道教育委員会義務教育課長等通知)

- 私たちが拓く日本の未来
(H27,9 総務省、文部科学省)

- 高等学校等における政治的教養の教育
と高等学校等の生徒による政治活動に
ついて
(H27,10,29 文部科学省初等中等教育局長通知)

86

先生方の中には、選挙権年齢を18歳まで引き下げるといったこの度の公職選挙法の改正に伴って文部科学省から出された「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治活動について」という通知を読み、「あれはダメ、これもダメと政治的中立性を担保するために学校教育での規制事項が多すぎて、N I E教育や主権者教育の推進に支障を来す」との考えもあるようです。しかし、私はそうは思いません。この通知の中味をしっかりと履行することによってはじめで、教育現場にN I E教育や主権者教育が円滑に根付いていくのだと思います。被害者意識だけでは根付いていきませんよ。

服務規律の保持・徹底

- 勤務時間の厳正な管理

- 不祥事の未然防止

- 適切な労務管理
 - ・ワークライフ・バランス
 - ・部活動指導の見直し
 - ・アウトソーシング

88

次に服務規律の保持・徹底の問題です。勤務時間の厳正な管理、不祥事の未然防止については、特に体罰の防止を含めて徹底しなければなりません。副校長先生や教頭先生に、不祥事防止のためにどのような手立てを行っていますか、と質問をする機会が毎年のようにありますが、皆さんの応答の決まり文句は、「朝の打合せで繰り返し職員に注意喚起を行っています。」というものです。でも、それでも不祥事は減っていないわけですから、管理職としてはさらに一工夫・二工夫が必要なわけです。たとえば、ある教頭先生は、校内研修会で無記名の自己防止対策を職員に立てさせています。交通事故、体罰、盗撮、セクハラなど、様々な事例を取り上げ、個々の教員にそれぞれの問題を自己の問題として考えていただき、自分としての防止策を列挙してもらう。後日、それらの中から優れた特徴的な取組例を集約し、全職員に還元するというものです。またある教頭先生は、危機管理意識の醸成のため、学校行事毎に全教員から「当該行事で想定される危機」を挙げてもらい、それらをもとにしたリスク表を作って配布することで、危機の発生に備えているそうですが、これらなどはその良い例だと思いますね。こういった取組が多く職場で実行されることを期待しています。また、適切な労務管理も求められています。どうしても学校の教育活動は先生方の善意によって成り立っていることも多いのです。部活動指導の見直しなどは好例ですね。勤務時間外の部活動指導はやらせない、外部の人材に指導を任せるといったアウトソーシングの発想もこれからの時代には必要になってくると思います。

次のキーワードに移ります。Cooperation (コーポレーション) です。

教育基本法（家庭教育）

第十条

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

92

教育基本法

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

94

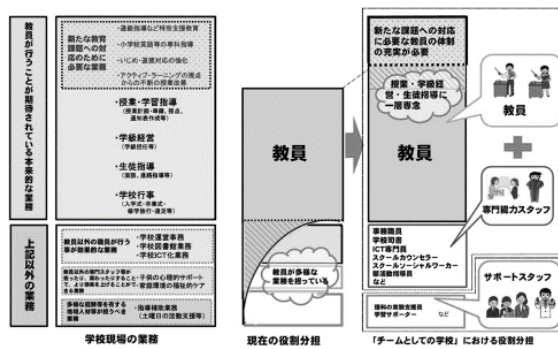
教育基本法（学校教育）

第六条

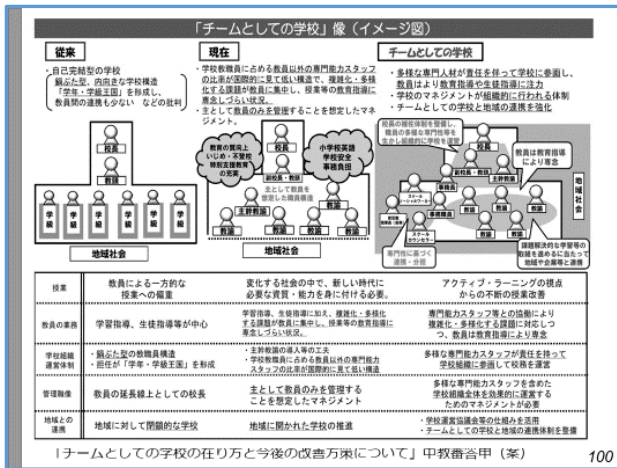
前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

96

「チーム学校」の実現による学校の教職員等の役割分担の転換について（イメージ）



98



学校のマネジメント

- 経営方針（作成、提示、具現化）
- PDCA（評価指標、方法）
- 学校評価（評価項目、情報提供）

102

すなわち、連携ですね。この度の教育基本法改正の大きな柱の一つですが、教育における家庭の役割が明記されたこと。これは大きな意義があると思います。第13条で《学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力》が謳われました。具体には、学校、家庭及び地域住民には、教育においてそれぞれの役割と責任を自覚する、とありますが、これは画期的な条文だと思います。お互いの役割と責任を自覚した上で真の連携は成り立つのです。もう一つは、体系的な教育が組織的に行われなければならない、との第6条の条文です。誰か一人のスタンドプレーによって教育が行われるのではなく、学校の教育力は組織的に行われてこそ向上するものなのです。中教審では「チーム学校」が謳われていますが、それはまさにこのことの実践ですよ。学校のマネジメントの要点は協働体制の構築ですから、この第6条の条文の精神は学校経営に十分活かしていく必要があるかと思えます。校長の経営方針もこのような観点から練られていくべきですね。

最後はCurrent（カレント）です。

高校における今後の特別支援教育の方向性

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえつつ、個々の児童生徒等の教育的ニーズに的確に応える、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要とされている。

小・中学校における通常の学級、特別支援学級、特別支援学校など、多様な学びの場の整備が進んでいるが、国が目指す特別支援教育の方向性として、こうした教育システムの構築は、後期中等教育段階においても求められてくる。

（道議会文教委員会教育長答弁から（要旨）H26,12）

106

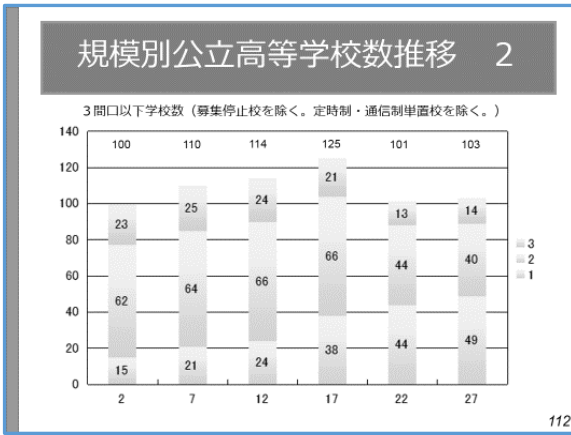
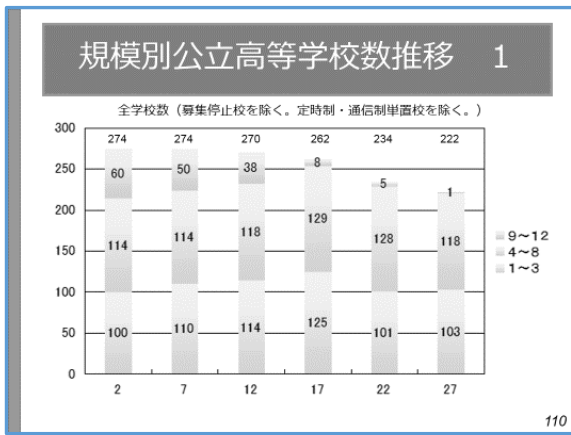
検討委員会、実践研究等

- 「北海道の後期中等教育段階における特別支援教育に関する検討委員会」（H27, 4～）
- 「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」
【H26～28】上士幌高校
【H27～29】大樹高校、本別高校

108

意味は、現代の新しい潮流です。一つは、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた高校における今後の特別支援教育の方向性です。現在、高等学校に特別支援学級や通級指導教室は設置できるものの、特別の教育課程の編成は認められていない状況にあります。道教委では、昨年度から、この通級指導教室の設置及び特別の教育課程の編成に向けた研究を行っています。発達障害などの障害のある生徒が、普段は、普通の高等学校に在籍し、必要があるときは、通級指導教室に行き主として自立に向けた活動を行っていくというものです。現在、十勝管内の3校でこの通級指導にかかわる特別の教育課程の編成に係る先駆的な研究開発を行っています。近年中に、北海道の研究成果

が国の制度改正に結び付き、全国に普及していくものと思います。



地域キャンパス校

地域キャンパス校の導入状況(平成27年度 19組38校)

通学区域	後志	胆振西	胆振東	日高	渡島
導入年度	H20	H21	H26	H20	H21
地域キャンパス校	糠田	寿都	虹田	厚岸	穂別
センター校	網走安	岩内	伊達	苫小牧東	苫小牧西

通学区域	上川北	留萌	宗谷	オホーツク中	オホーツク東	オホーツク西	網走
導入年度	H20	H20	H20	H21	H21	H27	H21
地域キャンパス校	下川南	美深	古川南	豊富	常呂	津別	佐呂間
センター校	士別南	名寄	留萌	稚内	北見北	英幌	北見南

114

遠隔授業を可能とする制度改正

「高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議報告」(H26)
 「遠隔授業に係る研究開発(文部科学省委託事業)」(H26~28)

↓

「学校教育法施行規則の一部改正」(H27,4,1)

- 高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の制度化
- 疾病による療養のためまたは障害のため、相当の期間高等学校又は中等教育学校の後期課程を欠席すると認められる生徒等に対する特例の制定

116

遠隔授業

【H27教科・科目及び授業実施時数等一覧】

研究開発学校	研究協力校	教科名	科目名	授業実施時数 校時数(通算)	単位数	学年
礼文高校	岩内高校	国語	古典A	70 (35)	2	2
	倶知安高校	数学	数学B	105 (52)	3	3
	釧路湖陵高校	外国語	英語表現 I	70 (70)	2	3
	有朋高校	芸術	書道 I	70 (35)	2	1
南茅部高校	秋別高校	数学	数学 II	105 (90)	3	2
	岩内高校	公民	政治・経済	70 (35)	2	3
常呂高校	倶知安高校	理科	物理	140 (140)	4	3
平取高校	稚内高校	数学	数学 II	70 (35)	2	2
阿寒高校	函館中部高校	外国語	コミュニケーション英語 II	70 (70)	2	2

遠隔授業に関する研究開発(文部科学省委託事業) H25~28年度

118

遠隔授業システムの可能性(私案)

- 小規模校への授業配信
- 小規模校への講習配信
- 不登校児童生徒等への支援
- 通信教育における面接指導への活用
- 教員研修における活用

120

二つ目は、高校の適正配置にかかわる問題です。3間口以下の学校を表で取り上げていますが、学校総数は、以前と比べてそんなに変化はないけれども、1間口の学校がどんどん増えてきていますよね。このことを踏まえて、小規模校の教育活動の内容を維持するために遠隔授業が導入されてきています。今後は、北海道の広域性を考えるとますます広まっていくと考えています。私の考えでは、遠隔授業の可能性として、小規模校への授業配信、小規模校への講習配信、従来から行っている不登校児童生徒等への支援、さらには、通信教育における面接指導への活用、教員研修における活用等での可能性があります。これからの遠隔授業の可能性や方向性について考えていることなどを述べさせていただきました。

以上で私の話を終わります。ご清聴ありがとうございました。